

中部運輸局自動車交通部

令和8年6月23日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

西川、服部 TEL 052-952-8038

中部運輸局 岐阜運輸支局 輸送・監査担当

大石、吉岡 TEL 058-279-3714

トラック事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、車両使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所

事業者名：有限会社 高井重機（代表者：高井 直孝）

住所：岐阜県岐阜市上土居4丁目6番14号

営業所：本社営業所

（岐阜県岐阜市切通5丁目3番26号 メゾンシンデレラ2階A号室）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和8年6月23日

処分内容：① 車両使用停止処分230日車

（8両を25日間及び1両を30日間の使用停止）

② 文書警告

3. 監査端緒

関係行政機関等からの通知又は通報により、法令違反の疑いがあったことから監査を実施。

4. 違反内容及び違反条項

（1）認可を受けないで、自動車車庫を国土交通省告示で定める距離を超えて設置していた。

（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号）

(2) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

(3) 点呼を実施していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)

(4) 点呼の記録の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

(5) 業務の記録の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

(6) 業務の記録に事実と異なる記載をしていた。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

(7) 運行記録計による記録をしていなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

(8) 事業報告書及び事業実績報告書を提出していなかった。

(貨物自動車運送事業報告規則第2条)

(9) 営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車を利用していた。

(貨物自動車運送事業法第26条第2項)

#### 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 23点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 23点